

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

目 次

令和4年度事業方針	1 ページ
I. 社会福祉事業拠点区分	2 ページ
1 法人運営事業	
2 地域福祉活動事業	
3 共同募金配分金事業	
4 福祉サービス利用支援事業	
5 生活福祉資金貸付事業	
II. 施設経営事業拠点区分	4 ページ
1 老人福祉センター事業	
2 金立いこいの家事業	
III. 介護保険等事業拠点区分	5 ページ
1 通所介護事業	
IV. 認可外保育施設運営拠点区分	5 ページ
1 松梅保育所運営事業	
V. その他の事業	5 ページ
1 共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力	
2 日本赤十字社事業の推進	

令和4年度事業方針

国の指導のもとに「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制の整備等が推進されています。少子・高齢化、人口減少、また、これからも続くコロナ禍の中で、誰もが地域で安心した生活を送ることが出来るように、地域と共に工夫をした取り組みが必要になっています。今後も、地域福祉を推進するための事業、研修、会議などはリモートを中心とした方向に変わりつつありますが、つながりを絶やすことなく地域福祉を推進していきます。

中でも、地域福祉を推進するにあたっては、今までの事業推進方法によるだけでなく、地域住民や地域の団体、福祉サービス事業者等の主体的な活動とそれを支える社会福祉協議会の活動を連携させながら、福祉サービスを必要とする人やその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行い解決を図ることが必要です。

佐賀市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う団体としての使命を果たすため、地域づくりに向けた支援が一体的に実施される「重層的支援体制整備事業」を本年4月から受託します。この事業では、多機関協働推進事業の相談員を含め、地域担当者(CSW)らが「アウトリーチを通じた継続的な支援」や対象者に対して「参加支援」を促すような支援にも力を入れていきます。

また、地域の子育て世代に対しても、地域子育て支援センターや出張広場を中心に、地域と協働して子育て世代の方々にも支援をしていきます。

さらに、権利擁護に関しても「地域共生社会」の実現を目指していく観点から、今まで培ってきた法人後見業務の経験や専門性を活かし、本年4月から新たに「中核機関」の委託を受け、意思決定を最大限尊重する総合的な権利擁護の取り組みも進めていきます。

これらの活動を担うことによって、地域の中での役割を最大限に発揮し、その存在意義をより強固なものにしていくとともに、逃げない支援者をモットーに取り組んでまいります。

あわせて、行政関係部署、佐賀県共同募金会、日本赤十字社佐賀県支部と連携した地域福祉の推進にも努めていきます。

I. 社会福祉事業拠点区分（334,684 千円）

1 法人運営事業（150,801 千円）

- （１）将来的な展望に立った財政確保の方策として、社協会費制度の周知、拡大などを図るとともに、資金の効果的かつ効率的な運用に努め、財政基盤の強化を図る。
- （２）職員は社協の役割と使命を認識し、業務目標の達成に向けた業務遂行に努める。また、職員研修等を通じて広範な知識と専門性を養い、意識改革、資質の向上に努めると同時に、職場環境の整備、充実を図る。
- （３）理事、評議員の各種事業への参画意識を高め、理事会・評議員会の活性化を図る。
- （４）苦情解決システム管理要綱に基づき、利用者等からの苦情について適切な解決を図る。
また、利用者等の権利を擁護するとともに、本会が実施する事業の質の向上及び運営の信頼性を高める。
- （５）福祉バスの運行等

2 地域福祉活動事業（126,362 千円）

- （１）企画・広報事業（5,531 千円）
 - ① 社会福祉大会の開催
 - ② 社協だより“愛・あい”の発行
 - ③ ホームページの運用
- （２）地域福祉活動計画推進策定事業（72 千円）

第４期計画（令和３年度～令和７年度）の推進に向けて、市民に対し計画の周知を図る。
- （３）ボランティアセンター事業（2,687 千円）

ボランティア活動の担い手育成を重点に、各種講座・行事等を開催し、市民のボランティアに対する意識高揚と参加を促進するとともに、ボランティアのコーディネート機能を強化し、ボランティア（個人・グループ）の活動基盤を整備することで活性化に繋げる。

 - ① ボランティアセンター運営事業
 - ② ボランティア団体等助成事業
 - ③ 福祉体験学習指導者派遣事業
 - ④ 災害ボランティアセンター事業
- （４）高齢者ふれあいサロン事業（25,070 千円）**※佐賀市委託**

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、地域住民の協力のもと、地域の様々な施設（地区公民館、集会所等）を利用し、高齢者や地域住民が気軽に集い、お互いに交流を深め、生きがいをづくりや健康づくりを推進し、高齢者が閉じこもりや寝たきりにならないよう、自立生活の助長を図ることで、介護予防に繋げる。
- （５）地域子育て支援センター事業（11,490 千円）

子育て世代の親子等に対し、大和ふれあい広場を拠点（出張広場）として子育て支援センター事業を展開していく。子育て中の親子が孤立することなく、親子が気軽に集える広場で子育て中の悩みや子育てに関連する様々な情報発信やサロンなどの開催で、不安感等

を緩和できるよう支援していく。

(6) (新規) 多機関協働事業 (23,352 千円) ※佐賀市委託

従来の多機関協働による相談支援包括化推進事業の拡充を図るために、今年度から重層的支援体制整備事業が新たに展開されます。この事業の核となる業務には重層的支援会議が位置付けられ、単独の相談支援機関だけでは対応が困難で複雑かつ複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援機関の役割分担や情報共有、課題の整理など分野を超えた相談支援機関同士が双方向で連携できる体制を強化していく。

(7) (新規) アウトリーチ等を通じた継続支援事業 (35,231 千円) ※佐賀市委託

従来の地域力強化推進事業の拡充のため、今年度から重層的支援体制整備事業で必須事業となるアウトリーチを基本とした支援を、地区担当(CSW)を中心に地域に出向いていき、制度やサービスの対象とならない方なども含め世帯単位で支援していく。また、校区(地区)社協社会福祉協議会等と協力し、地域課題を住民と共に協働して支援を行い地域福祉活動の推進を図っていく。

(8) (新規) 参加者支援事業 (7,444 千円) ※佐賀市委託

重層的支援体制整備事業の必須事業として、対象者に対して社会(地域)とのつながりを作るために、対象者のニーズや課題を把握し、地域の社会資源を活用しながら本人や世帯が地域や社会と継続的につながる支援を展開していく。また、制度にないサービスが必要であれば新たな社会資源を開発していくことで、社会資源の拡充を働きかけるなど継続的な伴走型支援を行っていく。

(9) 地域福祉活動推進事業 (15,485 千円)

- ① 各福祉団体助成
- ② 児童遊園地整備助成
- ③ 民生委員・児童委員活動・研修支援事業
- ④ 校区社協役員研修会
- ⑤ 校区社協活動助成
- ⑥ 「助け合い・支え合い」の地域づくり推進事業
- ⑦ 福祉協力員等設置推進支援事業
- ⑧ 小災害罹災世帯に対する見舞

3 共同募金配分金事業 (19,264 千円)

(1) (歳末配分) 共同募金配分金事業 (6,564 千円)

- ① 年末年始地域福祉事業

(2) 共同募金配分金事業 (12,700 千円)

- ① 校区社協活動費助成
- ② 在宅高齢者会食会・訪問交流事業
- ③ 自治公民館備品整備助成事業
- ④ 福祉のまちづくり支援事業助成
- ⑤ 地域応援研修会

- ⑥ 社協だより発行
- ⑦ 新たな居場所づくり（コミュニティカフェ）
- ⑧ 生活困窮者支援事業
- ⑨ 地域の助け合い応援プロジェクト

4 福祉サービス利用支援事業（28,070 千円）

- ① 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）（12,617 千円）

「福祉サービス利用者の利益の保護」を図ることを目的に、判断能力に不安を持つ認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などを対象に、安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等の預かり等をお手伝いしていきます。

- ② 法人後見事業（3,021 千円）

法人（成年）後見が必要と認められる人の後見人等になり、被後見人等の意思決定を尊重する身上保護や、財産管理など生活全般において長期的に支援していく。

- ③ （新規）佐賀市成年後見制度利用促進事業（中核機関設置）（12,221 千円）

※佐賀市委託

成年後見制度利用促進法における中核機関を受託し、佐賀市において成年後見制度をより利用しやすくなるような広報や研修会等を開催して行く。また、相談体制の充実を図り親族等の後見人への支援も行い、関係機関との連携を進めて行く。

- ④ 移送サービス事業（211 千円）

既存の交通機関による移動が困難な車椅子利用の高齢者や身体障がい者を対象に、ボランティアの協力のもと、車椅子搬送仕様自動車を利用した移送サービスを提供する。（利用対象地域：三瀬村、富士町、大和町松梅地区）

5 生活福祉資金貸付事業（10,187 千円）

- ① 生活福祉資金貸付事業（4,740 千円）

※県社協委託

金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者の属する世帯に対し、必要な資金の貸付けの相談はもとより、生活の安定を図ることを目的に相談援助を行う。

また、コロナ禍において収入減少している世帯に対する特例貸付については、申請期間延長に合わせて、相談援助も延長する。

- ② 福祉資金（小口）貸付事業（5,447 千円）

低所得世帯の自立のため、他からの資金借入れが困難かつ緊急の場合に貸し付けを行う。

II. 施設経営事業拠点区分（83,651 千円）

1 老人福祉センター事業（70,002 千円）

高齢者が地域で安心して、心豊かに楽しく過ごせる場所を提供するため、市内5箇所（平松、巨勢、金立、開成、大和）の老人福祉センター等を運営する。各センターでは高齢者大学、クラブ活動や行事などを行い、生きがいの充足、また積極的な「仲間づくり」を進め、さらには各センターにおいて健康相談を実施し、健康で明るい生活を営んでもらうための事業の推進に努める。

- ① 平松老人福祉センター（いきがい館平松） （20,287 千円）
 - ・ 平松老人福祉センター事業、佐賀市平松清風大学
- ② 巨勢老人福祉センター（いきがい館巨勢） （18,289 千円） ※佐賀市委託
 - ・ 巨勢老人福祉センター事業、巨勢シルバーカレッジ
- ③ 開成老人福祉センター（いきがい館開成） （15,799 千円） ※佐賀市委託
 - ・ 開成老人福祉センター事業
- ④ 大和老人福祉センター（いきがい館大和） （15,627 千円） ※佐賀市委託
 - ・ 大和老人福祉センター事業、大和いきがい文化講座

2 金立いこいの家事業 （13,649 千円）

- ① 金立いこいの家（いきがい館金立） ※佐賀市委託
 - ・ 金立いこいの家事業、金立いこいの家文化講座

III. 介護保険等事業拠点区分 （25,588 千円）

1 通所介護事業 （25,588 千円）

- ① 開成デイサービスセンター事業

要支援及び要介護認定を受けた方が、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供する。

IV. 認可外保育施設運営拠点区分 （18,460 千円）

1 松梅保育所運営事業 （18,460 千円）

- ① 松梅保育所運営事業 ※佐賀市委託
 - ・ 松梅地区唯一の保育施設として、佐賀市から認可外保育所の委託を受けて実施する。併せて、子育て家庭の支援及び子どもの就学までの発達に応じた遊びの場の提供を行う。

V. その他の事業

1 共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力（佐賀県共同募金会佐賀市支会）

公的な福祉サービスでは支えられない分野の支援を行うため、佐賀県共同募金会佐賀市支会として募金活動を展開する。

- ① 赤い羽根共同募金

10月1日から12月31日までの3ヶ月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、街頭、法人、資材、学校、イベント、職域等の各種募金を行う。

- ② 歳末たすけあい募金

12月1日から12月31日までの1ヶ月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、職域等の各種募金を行う。

2 日本赤十字事業の推進（日本赤十字社佐賀県支部佐賀市地区）

国際救護活動や災害救護活動等の人道的使命に基づき、国内外で事業を実施している日本赤十字社の佐賀市地区として、赤十字事業の普及と事業推進に必要な資金の確保に努める。

① 各種講習会

佐賀県支部が開催する各種講習会を積極的に推進するとともに、市内で行われる蘇生法などの講習に講師又は指導員の派遣調整を行う。

② 防災・減災活動等への取り組みに対する助成

校区自治会及び自主防災組織等が、防災・減災意識の高揚を目的に実施する防災・減災活動及び研修会、講習会等に対して助成金を交付する。

③ 災害義援金の募集・受付

佐賀県支部が開催する各種講習会を積極的に推進するとともに、市内で行われる蘇生法などの講習に講師又は指導員の派遣調整を行う。

④ 火事等の罹災世帯への援助

罹災世帯に対し、見舞金や毛布・日用品等の物資を支給する。